

養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会（第４回）議事概要

１ 日 時 令和７年７月１６日（水）１２：００～１３：００

２ 場 所 法務省（オンライン会議）

３ 議事概要

(1) 省令案の取りまとめに向けた検討

第３回検討会の後、第４回検討会までの間に、令和６年司法統計年報並びに令和７年４月時点の生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法及び児童扶養手当の支給額が公表されたことから、第３回検討会までに議論した内容に加え、これらの資料も踏まえた上で、省令案の取りまとめに向けた検討を行った。

- 令和７年６月２７日に言い渡された２件の最高裁判決において、平成２５年から平成２７年にかけて行われた生活扶助基準の改定が違法である旨判示されたが、生活扶助基準の改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があったとされたものであり、生活扶助基準額の算出方法自体が違法であると判断されたものではないことから、本検討会において令和７年４月時点の生活扶助基準額の算出方法の考え方を参考にすることに問題はないとの考えで一致した。
- 養育費債権に付与される先取特権の上限額は、子１人当たり月額８万円と定めた上、子の数を乗算するものとする、法定養育費の額は、子１人当たり月額２万円と定めた上、子の数を乗算するものとするにつき、異論はなかった。
- 子の監護に要する費用は、物価や支出の動向、社会保障給付に関する政策等、種々の社会経済情勢の変動の影響を受けるものであり、本省令の施行後も、状況に応じて必要な措置を検討することが望ましいことから、その旨の規定を設ける考えで一致した。

(2) 本検討会の座長について

沖野眞已座長が最高裁判所判事に就任することとなったことに伴い、沖野座長は、第４回検討会をもって本検討会の座長及び構成員から離任し、委員互選により、佐野みゆき委員が、新たに座長に就任することとなった。